

医政発 0401 第 31 号
令和 6 年 4 月 1 日

各
都道府県知事
保健所設置市長
特別区長
地方厚生（支）局長
殿

厚生労働省医政局長
（公印省略）

「再編計画に係る不動産取得税の課税標準の特例措置について」等の一部改正
について

地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）の施行により、地方
税法（昭和 25 年法律第 226 号）が令和 6 年 4 月 1 日付けで改正されること等に伴
い、「再編計画に係る不動産取得税の課税標準の特例措置について」（令和 4 年
4 月 1 日付け医政発 0401 第 25 号厚生労働省医政局長通知）、「再編計画に係る登
録免許税の軽減措置の適用について」（令和 3 年 5 月 28 日付け医政発 0528 第 4 号
厚生労働省医政局長通知）及び「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制
の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律の一部の施行について
（通知）」（令和 3 年 5 月 28 日付け医政発 0528 第 2 号厚生労働省医政局長通知
）を別紙 1、別紙 2 及び別紙 3 のとおり改正し、同日より適用することとした
ため、御了知の上、関係者、関係団体等に周知をお願いします。

〔別紙1〕

- 「再編計画に係る不動産取得税の課税標準の特例措置について」(令和4年4月1日付け医政発 0401 第 25 号厚生労働省医政局長通知)
本文

新旧対照表

(下線は改正部分)

改正後	改正前
<p style="text-align: right;">医政発 0401 第 25 号 令和 4 年 4 月 1 日</p> <p>各 〔都道府県知事 保健所設置市長 殿 特別区長〕</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省医政局長 (公印省略)</p> <p>再編計画に係る不動産取得税の課税標準の特例措置について</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">記</p>	<p style="text-align: right;">医政発 0401 第 25 号 令和 4 年 4 月 1 日</p> <p>各 〔都道府県知事 保健所設置市長 殿 特別区長〕</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省医政局長 (公印省略)</p> <p>再編計画に係る不動産取得税の課税標準の特例措置について</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">記</p>

<p>1 特例措置の概要</p> <p>地域医療構想の実現のため、認定医療機関開設者（医療介護総合確保法第 12 条の 2 の 2 第 1 項に規定する再編計画の認定を受けた医療機関の開設者をいう。以下同じ。）が、当該認定を受けた再編計画（同法第 12 条の 6 第 1 項の規定による変更の認定又は同条第 2 項の変更の届出があったときは、その変更後のもの。以下「認定再編計画」という。）に基づき不動産を取得した場合における当該不動産の取得に係る不動産取得税について、当該不動産の価格の 2 分の 1 に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置（以下単に「特例措置」という。）を令和 4 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで講ずるもの。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 特例措置の適用期間</p> <p>特例措置は、認定医療機関開設者による上記 2 の不動産の取得が、令和 4 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までに行われたときに限り適用すること。</p>	<p>1 特例措置の概要</p> <p>地域医療構想の実現のため、認定医療機関開設者（医療介護総合確保法第 12 条の 2 の 2 第 1 項に規定する再編計画の認定を受けた医療機関の開設者をいう。以下同じ。）が、当該認定を受けた再編計画（同法第 12 条の 6 第 1 項の規定による変更の認定又は同条第 2 項の変更の届出があったときは、その変更後のもの。以下「認定再編計画」という。）に基づき不動産を取得した場合における当該不動産の取得に係る不動産取得税について、当該不動産の価格の 2 分の 1 に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置（以下単に「特例措置」という。）を令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで講ずるもの。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 特例措置の適用期間</p> <p>特例措置は、認定医療機関開設者による上記 2 の不動産の取得が、令和 4 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までに行われたときに限り適用すること。</p>
--	--

〔別紙2〕

- 「再編計画に係る登録免許税の軽減措置の適用について」(令和3年5月28日付け医政発0528第4号厚生労働省医政局長通知) 本文

新旧対照表

(下線は改正部分)

改正後	改正前
医政発0528第4号 令和3年5月28日	医政発0528第4号 令和3年5月28日
各 〔都道府県知事 保健所設置市長 殿 特別区長〕	各 〔都道府県知事 保健所設置市長 殿 特別区長〕
厚生労働省医政局長 (公印省略)	厚生労働省医政局長 (公印省略)
再編計画に係る登録免許税の軽減措置の適用について	再編計画に係る登録免許税の軽減措置の適用について
所得税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第11号)及び租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令(令和3年財務省令第21号)の施行に伴い、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第64号)第12条の2の2第1項	所得税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第11号)及び租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令(令和3年財務省令第21号。 <u>以下「改正省令」という。</u>)の施行に伴い、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第64

<p>に規定する再編計画の認定（同法第 12 条の 6 第 1 項に規定する変更の認定を含む。以下同じ。）を受けた医療機関の開設者が、当該再編計画に基づき取得又は建築する土地の所有権の移転の登記又は建物の所有権の保存の登記に係る登録免許税の軽減措置が本日より講じられることとなりました。</p> <p>当該軽減措置の適用を受けるために必要な手続き等について、下記のとおり定めることとしたため、貴職におかれては、十分御了知の上、関係者、関係団体等に周知をお願いします。</p> <p>なお、本通知の内容は、関係省庁と協議済みであることを申し添えます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>2 概要</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 医療機関における手続</p> <p>再編計画の認定を受けた医療機関の開設者が、当該再編計画に基づき取得又は建築した土地の所有権の移転の登記又は建物の所有権の保存の登記について、登録免許税の税率の軽減措置の適用を受けようとする場合は、</p> <p>① 登記を行う前に、<u>租税特別措置法施行規則（昭和 32 年大蔵省令第 15 号）第 31 条</u>の規定に基づき、別添様式の租税特別措置法適用証明申請書に必要事項を記載の上、地方厚生（支</p>	<p>号）第 12 条の 2 の 2 第 1 項に規定する再編計画の認定（同法第 12 条の 6 第 1 項に規定する変更の認定を含む。以下同じ。）を受けた医療機関の開設者が、当該再編計画に基づき取得又は建築する土地の所有権の移転の登記又は建物の所有権の保存の登記に係る登録免許税の軽減措置が本日より講じられることとなりました。</p> <p>当該軽減措置の適用を受けるために必要な手続き等について、下記のとおり定めることとしたため、貴職におかれては、十分御了知の上、関係者、関係団体等に周知をお願いします。</p> <p>なお、本通知の内容は、関係省庁と協議済みであることを申し添えます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>2 概要</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 医療機関における手続</p> <p>再編計画の認定を受けた医療機関の開設者が、当該再編計画に基づき取得又は建築した土地の所有権の移転の登記又は建物の所有権の保存の登記について、登録免許税の税率の軽減措置の適用を受けようとする場合は、</p> <p>① 登記を行う前に、<u>改正省令による改正後の租税特別措置法施行規則（昭和 32 年大蔵省令第 15 号）第 30 条の 4</u>の規定に基づき、別添様式の租税特別措置法適用証明申請書に必要事</p>
---	---

<p>局に申請を行うこと。</p> <p>※ 租税特別措置法適用証明書の申請については、再編計画の認定の申請日以降に、下記申請先に郵送又はメールで提出することとする。</p>	<p>項を記載の上、地方厚生（支）局に申請を行うこと。</p> <p>※ 租税特別措置法適用証明書の申請については、再編計画の認定の申請日以降に、下記申請先に郵送又はメールで提出することとする。</p>
---	---

(別紙3)

○ 「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律の一部の施行について（通知）」
(令和3年5月28日付け医政発 0528 第2号厚生労働省医政局長通知) 別紙

新旧対照表

(下線は改正部分)

改正後	改正前																																								
<p>2024.3</p> <p>WAM 独立行政法人福祉医療機構</p> <p>福祉医療貸付部</p> <p>複数医療機関の再編等にかかる優遇融資のお知らせ</p> <p>当機構では地域医療構想の達成に向けた医療機関の機能分化及び連携を推進するため、複数医療機関の再編等に関する計画（再編計画）において、再編計画の認定を受けた医療機関に対して、優遇融資を実施しております。</p> <p>（新築資金及び増設資金）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主な融資条件</th> <th>優遇措置の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象施設</td> <td>病院・有床診療所 （厚生労働大臣等が認定した再編計画に限る）</td> </tr> <tr> <td>貸付利率^{※1}</td> <td>（病院）1.2%（有床診療所）1.2% （償還期間中借付利率）^{※2}</td> </tr> <tr> <td>償還額</td> <td>所定額の95%</td> </tr> <tr> <td>償還期間（うち償還期間）</td> <td>病院 30年以内（3年以内） 有床診療所 20年以内（1年以内）</td> </tr> </tbody> </table> <p>（長期運転資金）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主な融資条件</th> <th>優遇措置の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象施設</td> <td>病院・有床診療所 （厚生労働大臣等が認定した再編計画に限る）</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td>（病院）0.8%（有床診療所）0.8%</td> </tr> <tr> <td>償還額</td> <td>（病院）5億円（有床診療所）3億円</td> </tr> <tr> <td>償還期間（うち償還期間）</td> <td>10年以内（4年以内）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 当社は正立上日時点：償還期間20年以内全額貸付利率の適用 ※2 償還期間中借付利率は当該期間の償還額を基準に算出されます。 ※3 利率は、融資実行（金銭消費貸借契約締結）時の利率を適用します。 ※4 償還期間中の借付利率は、償還期間中に変動する可能性があります。 ※5 償還期間中は、借付利率が変動する可能性があります。 ●この融資には担保・保証人（保証人不要特約あり）が求められます。また、前記の審査があり、ご希望に当てはまる場合があります。 ●この融資は、貸付金の返済の滞りについては、下記連絡先までお問い合わせください。</p> <p>●融資受付は日本に住所を有する方：東京本部 福祉医療貸付部 TEL 03-3438-0937 大塚支店 TEL 06-6252-0219 医療審査課 FAX 03-3438-0659 融資相談課 FAX 06-6252-0240 融資相談課 独立行政法人 福祉医療機構ホームページアドレス https://www.wam.go.jp/</p>	主な融資条件	優遇措置の内容	対象施設	病院・有床診療所 （厚生労働大臣等が認定した再編計画に限る）	貸付利率 ^{※1}	（病院）1.2%（有床診療所）1.2% （償還期間中借付利率） ^{※2}	償還額	所定額の95%	償還期間（うち償還期間）	病院 30年以内（3年以内） 有床診療所 20年以内（1年以内）	主な融資条件	優遇措置の内容	対象施設	病院・有床診療所 （厚生労働大臣等が認定した再編計画に限る）	貸付利率	（病院）0.8%（有床診療所）0.8%	償還額	（病院）5億円（有床診療所）3億円	償還期間（うち償還期間）	10年以内（4年以内）	<p>2023.3</p> <p>WAM 独立行政法人福祉医療機構</p> <p>福祉医療貸付部</p> <p>複数医療機関の再編等にかかる優遇融資のお知らせ</p> <p>当機構では地域医療構想の達成に向けた医療機関の機能分化及び連携を推進するため、複数医療機関の再編等に関する計画（再編計画）において、再編計画の認定を受けた医療機関に対して、優遇融資を実施しております。</p> <p>（新築資金及び増設資金）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主な融資条件</th> <th>優遇措置の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象施設</td> <td>病院・有床診療所 （厚生労働大臣等が認定した再編計画に限る）</td> </tr> <tr> <td>貸付利率^{※1}</td> <td>（病院）1.2%（有床診療所）1.2% （償還期間中借付利率）^{※2}</td> </tr> <tr> <td>償還額</td> <td>所定額の95%</td> </tr> <tr> <td>償還期間（うち償還期間）</td> <td>病院 30年以内（3年以内） 有床診療所 20年以内（1年以内）</td> </tr> </tbody> </table> <p>（長期運転資金）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主な融資条件</th> <th>優遇措置の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象施設</td> <td>病院・有床診療所 （厚生労働大臣等が認定した再編計画に限る）</td> </tr> <tr> <td>貸付利率</td> <td>（病院）0.70%（有床診療所）0.70%</td> </tr> <tr> <td>償還額</td> <td>（病院）5億円（有床診療所）3億円</td> </tr> <tr> <td>償還期間（うち償還期間）</td> <td>10年以内（4年以内）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 当社は正立上日時点：償還期間20年以内全額貸付利率の適用 ※2 償還期間中借付利率は当該期間の償還額を基準に算出されます。 ※3 利率は、融資実行（金銭消費貸借契約締結）時の利率を適用します。 ※4 償還期間中の借付利率は、償還期間中に変動する可能性があります。 ※5 償還期間中は、借付利率が変動する可能性があります。 ●この融資には担保・保証人（保証人不要特約あり）が求められます。また、前記の審査があり、ご希望に当てはまる場合があります。 ●この融資は、貸付金の返済の滞りについては、下記連絡先までお問い合わせください。</p> <p>●融資受付は日本に住所を有する方：東京本部 福祉医療貸付部 TEL 03-3438-0940 大塚支店 TEL 06-6252-0219 医療審査課 FAX 03-3438-0659 融資相談課 FAX 06-6252-0240 融資相談課 独立行政法人 福祉医療機構ホームページアドレス https://www.wam.go.jp/</p>	主な融資条件	優遇措置の内容	対象施設	病院・有床診療所 （厚生労働大臣等が認定した再編計画に限る）	貸付利率 ^{※1}	（病院）1.2%（有床診療所）1.2% （償還期間中借付利率） ^{※2}	償還額	所定額の95%	償還期間（うち償還期間）	病院 30年以内（3年以内） 有床診療所 20年以内（1年以内）	主な融資条件	優遇措置の内容	対象施設	病院・有床診療所 （厚生労働大臣等が認定した再編計画に限る）	貸付利率	（病院）0.70%（有床診療所）0.70%	償還額	（病院）5億円（有床診療所）3億円	償還期間（うち償還期間）	10年以内（4年以内）
主な融資条件	優遇措置の内容																																								
対象施設	病院・有床診療所 （厚生労働大臣等が認定した再編計画に限る）																																								
貸付利率 ^{※1}	（病院）1.2%（有床診療所）1.2% （償還期間中借付利率） ^{※2}																																								
償還額	所定額の95%																																								
償還期間（うち償還期間）	病院 30年以内（3年以内） 有床診療所 20年以内（1年以内）																																								
主な融資条件	優遇措置の内容																																								
対象施設	病院・有床診療所 （厚生労働大臣等が認定した再編計画に限る）																																								
貸付利率	（病院）0.8%（有床診療所）0.8%																																								
償還額	（病院）5億円（有床診療所）3億円																																								
償還期間（うち償還期間）	10年以内（4年以内）																																								
主な融資条件	優遇措置の内容																																								
対象施設	病院・有床診療所 （厚生労働大臣等が認定した再編計画に限る）																																								
貸付利率 ^{※1}	（病院）1.2%（有床診療所）1.2% （償還期間中借付利率） ^{※2}																																								
償還額	所定額の95%																																								
償還期間（うち償還期間）	病院 30年以内（3年以内） 有床診療所 20年以内（1年以内）																																								
主な融資条件	優遇措置の内容																																								
対象施設	病院・有床診療所 （厚生労働大臣等が認定した再編計画に限る）																																								
貸付利率	（病院）0.70%（有床診療所）0.70%																																								
償還額	（病院）5億円（有床診療所）3億円																																								
償還期間（うち償還期間）	10年以内（4年以内）																																								